

速報第3332号 R3.6.24発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	3年2定 一般質問 6月23日	質 問 者	菊地 葉子 議員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問	答 弁			担 当 課
<p>二 女性支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染対策に伴う外出自粛や雇用不安による女性へのDVなどの被害に喫緊の対策が求められています。道内の実態をどう把握し、支援につなげる取り組みをどのように進めるのか伺います。</p> <p>コロナ禍で、雇用状況の悪化により収入が減少している家庭の児童・生徒や、バイトができずに生活が困窮する学生は、生活必需品である生理用品を購入することもできず、交換回数を減らしたり、トイレットペーパーを代用するなどの深刻な状況が顕在化し、内閣府が「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に明記するなど「生理の貧困」が社会問題化しています。国は生理の貧困に対応した女性用品の提供などに予算を計上しましたが、困窮する若者をはじめ生理のある人への生理用品の無償配布が必要と考えます。また、公立施設や学校にも誰もが安心して使用できる生理用品の備えが必要と考えます。知事及び教育長に生理の貧困に対する認識と今後の取り組みについて伺います。</p>	<p>(教育長)</p> <p>児童生徒への支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家庭の経済的な理由等で生理用品を購入できないなどの問題は、児童生徒の心身に深刻な影響を与えるものと認識いたしております。</p> <p>このため、道教委といたしましては、各学校において、学級担任や養護教諭等を中心とした毎日の健康観察等により児童生徒の心身の状況等を的確に把握するとともに、経済的な理由等で、生理用品が用意できない児童生徒については、その背景にある要因にも着目して対応するなど、安心して学校生活を送れるよう関係機関等と連携しながらきめ細かな対応に努めてまいります。</p>			健康・体育課
<p>六 教育問題について</p> <p>(一) 公立高等学校配置計画について</p> <p>1 廃校による影響について</p> <p>道教委は、1学年の人数が3年続けて20人を下回るなどの高校は募集停止の対象として承知しています。学校の存続は地域のまちづくりと直結し、廃校はさらなる少子化につながり、過疎化に一層の拍車がかかります。教育長は、廃校による少子化と過疎化への影響をどう認識しているのか伺います。</p> <p>2 基準の見直しについて</p> <p>2022年度から24年度の公立高等学校配置計画案では、留辺蘂高校の募集停止を盛り込んでいます。同校は、昨年の計画案公表後、北見市や留辺蘂高校、PTA、同窓会から存続を求める声が上がリ、1年判断を先送りしていましたが、今般再度の募集停止を盛り込みました。</p> <p>再考を求める署名は1万2千筆以上にも達していると承知しています。この声に応え、存続を決めるべきではなかったのですか。地元の声を抑えて廃校を撤回すべきではないか伺います。</p>	<p>(教育長)</p> <p>次に、地域における学校配置の在り方についてであります。近年の少子化等により、中学校卒業生数の減少が続く中、教育環境を整え、生徒の幅広い学習ニーズに対応し、進路実現を図るためには、一定の学校規模を有することが望ましく、高校の再編は避けて通れないものと考えております。</p> <p>一方、広域分散型の本道においては、地域創生の観点から地域の教育機能を確保することは重要であり、各学校が、地域をあげてその地域ならではの特色ある教育活動を推進する体制を整えるとともに、高校に対する地域の期待や取組、高校がその地域で果たしている役割などを十分に踏まえ、知事部局との連携を深めながら、適切な高校配置を進める必要があると考えております。</p> <p>(教育長)</p> <p>次に、留辺蘂高校の募集停止案についてであります。留辺蘂高校は、今年度の入学者数が定員の半数に満たなく、今後の中学校卒業生数見込みや進路動向からも入学者数の増加が見込まれないこと、留辺蘂地区の生徒の大半が他の高校に通学していることなどを踏まえ、今回の配置計画案において、改めて令和5年度での募集停止をお示しをしたところであります。</p> <p>今後、7月に予定している地域別検討協議会などにおいて、オホーツク中学区の再編整備に係る道教委の考え方を改めて丁寧に説明をし、高校に対する地域の皆様の声を十分にお聞きしながら、できる限り地域の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>			<p>高校教育課</p> <p>高校教育課</p>
<p>(二) 子どもの権利と校則の在り方等について</p> <p>1 道立高校校則の実態について</p> <p>文科省の「生徒指導提要」では、「学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定」するものと規定されています。しかし、我が会派が実施した「道立高校校則実態調査」の結果では、頭髪や服装に関し「ツーブロック禁止」「下着・インナーの色指定」など、合理的範囲を超える校則が確認されています。また、生徒に「地毛証明書」の提出を求める高校が42校確認され、中には「美容室のカラーサンプル規格4番以下の黒さ」と具体的な髪の色まで校則で明記している高校もありました。これらの規定が生徒指導提要でいう「必要かつ合理的範囲」と考えるのか、知事及び教育長に伺います。</p> <p>また、校則の内容について道教委は自ら実態を調査し、実態把握を行うべきではありませんか、教育長に伺います。</p>	<p>(教育長)</p> <p>校則の内容についてであります。校則は、集団生活の場である学校において、児童生徒の心身の発達の過程を踏まえ、教育目的を達成するために学校運営の責任者である校長が定めるものであります。学校を取り巻く社会環境や生徒の実情などを踏まえたものとなっているか、絶えず積極的に見直す必要があります。</p> <p>道教委といたしましては、道立学校に対し、校則の内容や運用等について、こうした考え方で見直すよう通知をしており、現在、各学校の校則やその見直しの状況等の把握を行っているところであります。</p>			生徒指導・学務課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>2 校則の在り方等について</p> <p>道教委はこれまでも校則の積極的な見直しを促す通知を発出しています。しかし、校則において改正に関する規定がある学校は、我が会派の調査では1校にとどまっています。また、学校ホームページに校則を掲載しているのも1校だけでした。6月8日に出された文科省事務連絡では「見直しについて児童生徒が話し合う機会を設けたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある」と記されています。校則改正にあたっては、生徒の参加を保障し、生徒が自由に意見を表明する機会を確保したうえで行うべきと考えますが、いかがですか。また、校則の積極的な公開を促すうえでも、ホームページにおいて掲載など公開をすすめるべきではありませんか。校則の見直し及び公開について、知事及び教育長の見解を伺います。</p>	<p>(教育長)</p> <p>校則の見直し等についてであります。校則の見直しに当たり、学校がその方針等を明らかにした上で、生徒がお互いに主体的に話し合うことを通して、校則に対する理解を深め、自ら守ろうとする態度を身に付けるようにするとともに、こうした取組や見直した内容を広く公表をし、保護者の皆様や地域の方々に、御理解と御協力を得て、よりよい教育活動につなげていくことは重要であります。</p> <p>道教委といたしましては、各学校が、学校ホームページなどにより、校則を公表し、保護者の皆様や地域の方々から、学校運営協議会などを通してご意見を伺うなど、定期的に校則を見直していくことが大切と考えており、効果的な取組事例を周知しながら、各学校の実態に応じた適切な校則の運用が図られるよう指導助言してまいります。</p>	<p>生徒指導・学級指導課</p>